

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 山梨厚生年金 事案 244 (事案 45 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年8月3日とし、申立期間の標準報酬月額を同年8月から46年6月までは3万円、同年7月から47年6月までは3万9,000円、同年7月から48年6月までは5万2,000円、同年7月から49年6月までは6万円、同年7月から50年9月までは7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月3日から50年10月1日まで  
昭和45年8月からA社に勤め、厚生年金保険料を控除されていたことに間違いは無いので、もう一度調査して記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、勤務実態について聴取した当時の上司及び同僚の記憶が不明確である上、事業所が解散しているため、当時の賃金台帳、労働者名簿等、申立内容を確認できる資料も無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月27日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、事業主の配偶者である当時の事務担当者及び他の同僚の証言から、申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことが推認できるとともに、その事務担当者から、男性社員については全員厚生年金保険に加入させ保険料を控除していたとする証言が得られ、事実、社会保険事務所(当時)の記録による厚生年金保険被保険者数は、申立人及び事務担当者が証言している当時の同社の男性社員数とおおむね一致していることから、同社では申立期間当時、原則として、すべての男性社員を厚生年金保険に加入させていたものと推認できる。

また、申立人の職種及び勤務形態と同質性が高い者で、申立人に近接した時期に入社した複数の同僚は、申立期間において、いずれも厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、「会社では、勤めたら厚生年金に入れてくれた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、被保険者資格の取得日については、申立人の供述及び事務担当者の証言から、昭和45年8月3日に資格取得したと判断することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において申立期間に近接して入社し、申立人と同質性の高い業務に従事していた同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和45年8月から46年6月までは3万円、同年7月から47年6月までは3万9,000円、同年7月から48年6月までは5万2,000円、同年7月から49年6月までは6万円、同年7月から50年9月までは7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録において健康保険の整理番号に欠落は無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、これらの届出のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録しないとは考え難いことから、事業主が、昭和50年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年8月から50年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和33年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月1日から同年7月1日まで

私は、昭和26年4月1日にA社に入社し、32年4月1日からは、同社B支店に勤務していた。申立期間も継続して同支店に勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録では、33年3月1日に資格喪失したことになる。62年に退職するまで、各支店を異動しながら、継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の保管する人事管理記録カードにより、申立人が同社に昭和26年4月1日から62年6月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、「申立人が継続勤務していたのであるから、厚生年金保険料を給与から控除しない理由は無い。」と証言している上、申立人と同様にA社B支店に在籍していた申立人を除く6人は厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の昭和33年2月及び同年7月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、特に申立人のみの被保険者資格喪失届を他の者に先んじて提出する理由

は無いため、正しい届出を行ったと主張しているが、A社B支店が、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和33年7月1日付けで、その当時厚生年金保険被保険者であった職員全員の被保険者資格を喪失させると同時に、同社で被保険者資格取得手続を行っていることから、一連の事務処理が社会保険適用事業所の統合のためにされたものと推認できるものの、申立人の人事記録管理カード上での他支店への異動は、34年7月20日であるにもかかわらず、同社での厚生年金保険被保険者資格取得日は33年7月1日と一致せず、社会保険事務所が保管する同支店の健康保険厚生年金保険被保険者台帳には、33年3月1日に被保険者資格を喪失した旨が記載されていることから、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月までの期間、同年 8 月から同年 12 月までの期間、2 年 3 月から 3 年 8 月までの期間及び同年 11 月から 4 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月まで  
② 平成元年 8 月から同年 12 月まで  
③ 平成 2 年 3 月から 3 年 8 月まで  
④ 平成 3 年 11 月から 4 年 7 月まで

平成 3 年 11 月ころに A 町(現在は、B 市) の職員から申立期間の国民年金保険料をまとめて納めることが可能と聞き、指定された銀行、郵便局、役場窓口のいずれかで納めた。手帳が有るのに申立期間の記録が無いのは納得できない。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 3 年 11 月ころ A 町役場で国民年金の加入手続をした際に、役場職員から過去の国民年金保険料の未納分について一括納付が可能である旨の教示を受け、後日、納付書を受け取り、納付したと主張しているが、一括納付したとする金額が一致しないことや、支払場所についての記憶が明確ではないほか、申立人は現在所持する年金手帳以外に交付を受けていないと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、7 年 6 月 13 日に払い出されており、この時点では、5 年 4 月以前の期間については時効により納付ができない期間である上、特例納付ができる期間にも該当しない。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 16 日から同年 5 月 21 日まで  
私は、昭和 44 年 9 月 22 日から 45 年 5 月 20 日まで、A社B事業部に勤務していた。オンライン記録によると、資格喪失日が同年 4 月 16 日となっており、納得がいかないので正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 9 月 22 日から 45 年 5 月 20 日までA社B事業部に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当該事業所に係るA社企業年金基金の加入記録は44年9月22日から45年4月16日までとなっており、厚生年金保険の記録と一致している。

また、申立人の夫は、「婚姻届は、申立人がA社を退職後、昭和 45 年 4 月 \* 日に届け出た。」と証言している上、「申立人はA社を退職後 1 か月位して長女を出産（45 年 \* 月 \* 日）した。」と証言していることを踏まえると申立人が当該事業所を 45 年 4 月 15 日に退職したことが推認できる。

なお、申立期間については、国民年金保険料が納付されている。

このほか、申立人が申立期間中に当該事業所に勤務していたこと及び申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。